

ホルムアルデヒド発散区分認定番号一覧表の利用方法

本ガイドブックは、ホルムアルデヒド発散等級について住宅部品表示ガイドラインに基づき、製品(キッチン、内装・収納、洗面ドレッシング)に対する等級表に関して、その製品を構成する材料ごとに、ホルムアルデヒド発散区分(等級)を示したものです。現場への製品納入時や中間検査・完成検査に際してお役立てください。

※住宅部品表示ガイドラインとは…

(社)日本住宅設備システム協会、(社)リビングアメニティ協会、(社)日本建材産業協会、キッチン・バス工業会が定めた製品のホルムアルデヒド発散等級表示方法で、国土交通省編集の「改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアル」(P.169)に掲載されています。

ホルムアルデヒド発散区分表の見方

キッチン、内装・収納、洗面ドレッsingのカテゴリーで、各々の製品ごとに

- a ホルムアルデヒド発散区分**
 - b F☆☆☆☆製品表示ラベル位置等**
 - c ホルムアルデヒド発散区分の構成材料(部位)別詳細**

をまとめています。

a ホルムアルデヒド発散区分:

製品のホルムアルデヒド発散等級を表しています。

b F☆☆☆☆製品表示ラベル位置等:
F☆☆☆☆製品表示ラベル貼付位置と
ロット番号等の表記場所です

④ ホルムアルデヒド発散区分の構成材料(部位)別詳細:
製品を構成している材料ごとに発散区分を表示しています。
製品が複数の部位で構成されている場合は部位ごとに表示
しています。

建築基準法施行令第20条の5に基づく建築材料を使用する

住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド 発散区分に関する表示ガイドライン

(略称:「住宅部品表示ガイドライン」)

平成15年3月20日
(社)日本住宅設備システム協会
(社)リビングアメニティー協会
(社)日本建材産業協会
キッチン・バス工業会

1 背景および目的

シックハウス問題の高まりにより、シックハウス対策の一環として建築基準法の改正が平成14年7月国会審議を経て成立した。これにより、建築基準法施行令及び政令にも、シックハウス対策を盛り込んだ改正が行われ、ここでは「開口部の少ない建築物等の換気設備」、及び「居室内における化学物質の発散に関する衛生上の措置」を掲げている。

特に、化学物質については、クロルビリホスとホルムアルデヒドを対象物質にあげている。ホルムアルデヒドに関しては、その発散の恐れのある材料を「ホルムアルデヒド発散建築材料」と規程しそれぞれにホルムアルデヒドの発散量に応じた区分指定を導入している。

ホルムアルデヒド発散量に基づく区分のための判断根拠は、JIS又はJASの規程若しくは大臣認定に依るとし、あくまで、「ホルムアルデヒド発散建築材料」として評価される。

ところが、建築確認時において設置される住宅部品・設備機器・建具・収納は、指定建築材料を含む複数の建築材料から構成される場合が殆どであり、この場合「ホルムアルデヒド発散建築材料」にのみ、区分が与えられることでは、製品のホルムアルデヒド発散に関する単独の区分表示ができないため、建築確認時や現場での確認がより複雑になる。そのため、住宅部品・設備機器・建具・収納は、その完成品としての製品において、ホルムアルデヒド発散区分を明示することが望まれる。

このような状況を鑑み、関連4団体では、住宅部品・設備機器・建具・収納におけるホルムアルデヒド発散に関する統合的表示方法の統一化を図り、建築基準法施行令第20条の5に基づくホルムアルデヒド発散性能の確認申請時や現場での認識が、円滑に且つ容易に行われることを目的に、本表示ガイドラインを制定するものである。

2 対象とする性能

ホルムアルデヒド発散建築材料等から構成される、住宅部品・設備・建具・収納に係るホルムアルデヒド発散性能。

3 対象とする製品の範囲

ホルムアルデヒド発散建築材料等から構成される、住宅部品・設備・建具・収納。

具体的には、右の製品例が考えられる。

内装ドア(引戸・折戸を含む)、開閉式間仕切り、クローゼット扉、リビング用据置収納、玄関収納、キッチン、カップボード、洗面化粧台、堀りごたつ、床下収納、露出型収納、天井裏収納、屋内階段など。

4 製品のホルムアルデヒド発散区分表示方法

建築基準法施行令および法令に準拠し、製品にも種別による区分を導入する

◎内装の仕上げに該当する部分は下記の3つの区分とする。

規制対象外	F★★★★
第3種	F★★★
第2種	F★★

◎天井裏等の下地に該当する部分は下記の2つの区分とする。

規制対象外	F★★★★
第3種	F★★★

5 製品のホルムアルデヒド発散区分表示の判断基準

構成する建築材料のうち、当該製品が施行された時、居室の室内側に面する材料(「内装の仕上げ」に使用された材料)を『内装仕上部分』とよび、側板、天板等が室内に面する場合はこれらも含め、この部分の面積が使用可能な面積の計算に用いられることがある。また、箱物(収納等)の内部、建築物に接する裏面など室内に面さない部分に使用する材料は建築基準法施行令20条の6【告示】で規制を受ける「天井裏等の下地」に該当するものとし『下地部分』とよび、第三種及び規制対象外のホルムアルデヒ

ド発散区分の建築材料を用いるものとする。

構成する建築材料のホルムアルデヒド発散等級を6に示す根拠により材料ごとに判定し、その最低性能種別をもって、「内装仕上部分」、「下地部分」それぞれの等級とする。その際には、面的でない部分に用いた接着剤(だぼ止め用など)は判定対象としない。

※「内装の仕上げ」の定義については、建築基準法施行令第20条の4第3項の「居室の壁、床及び天井ならびにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分の仕上げ」に準ずる。

6 建築材料のホルムアルデヒド発散区分判断のための根拠

建築基準法施行令第20条の5告示【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】、【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】、【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】および第20条の5第2項から第4項に準拠する。ただし、業界

団体自主表によるホルムアルデヒド発散区分についても同等に認めるものとする。建築基準法施行令第20条の5告示【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】に列記されていない材料は「告示対象外」であるため、判断の根拠としない。

7 製品のホルムアルデヒド発散区分の判定責任と品質管理

「住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン」の運用についてはあくまでも製造者等(販売・輸入している者を含む、表示を行う者)が自らの責任によって運用することとなる。よって、建築基準法にかかるホルムアルデヒド発散区分の判断の根拠となる、JIS・JAS・大臣認定等の証明書類について製造者等は管理規程を設け、製造番号などの製品等に表示

される記号から構成材料を照合できる品質管理体制を整え、記録を製造後最低5年間保管する。また、証明書類等の開示方法をカタログ・仕様書等へ明記しておき、主事・設計者・一般ユーザー等から開示請求があった場合、応じられるように整備しておく。

【開示方法の例】

- ・営業所へお問合せ下さい。(電話番号などは併せて記載しておく)
- ・ホームページ(<http://www.○○○.co.jp>)にアクセス下さい。
- ・仕様書○○ページに掲載
- ・KISS データベースを参照((社)日本建材産業協会建材インフォメーションサービスシステムに登録している製品の場合)
- ・リビングアメニティ協会データベースを参照

8 表示内容

次の7項目を工事現場で確認できるように表示する。

- ①製品名称
- ②製造者等名称
- ③ホルムアルデヒド発散区分
(内装仕上部分と下地部分の区分が異なる場合は、下地部分の区分を括弧書きで後ろに記述すること)
- ④住宅部品表示ガイドラインに基づく旨の記述
- ⑤製造番号など(構成材料の照合ができる記号)
- ⑥構成材料名称と各々のホルムアルデヒド発散区分
(内装仕上部分と下地部分の区分が異なる場合は、両方表示すること)
- ⑦問合せ先

これらの事項は一括して表示される必要はないが、製品・梱包・施工説明書等、現場で確認できるものに表示することとする。
ただし、製品の等級について表示する場合で下地部分が異なる等級の場合は、下地部分の等級を括弧書きで併せて表示しなけ

【表示例】

①商品名:○○○収納	④住宅部品表示ガイドラインによる
②○○○(株)	⑤ロット番号、製造年月日など
③F★★★★	
(下地部分F★★★★)	
⑥構成材料 内装仕上部分	下地部分
ホルムアルデヒド 発散建築材料	ホルムアルデヒド 発散建築材料
PB	F★★★★
MDF	F★★★★
合板	F★★★★
接着剤	F★★★★

⑦○○-○○○○-○○○○(電話番号など)

ればならない。(下地部分の等級が内装仕上部分と異なる際は、内装仕上部分のみの表示を行ってはならない。)
※システムキッチンは、キッチン・バス工業会が定めたガイドラインに基づいて表示しています。

9 発効

平成15年3月20日より発効するものとする。

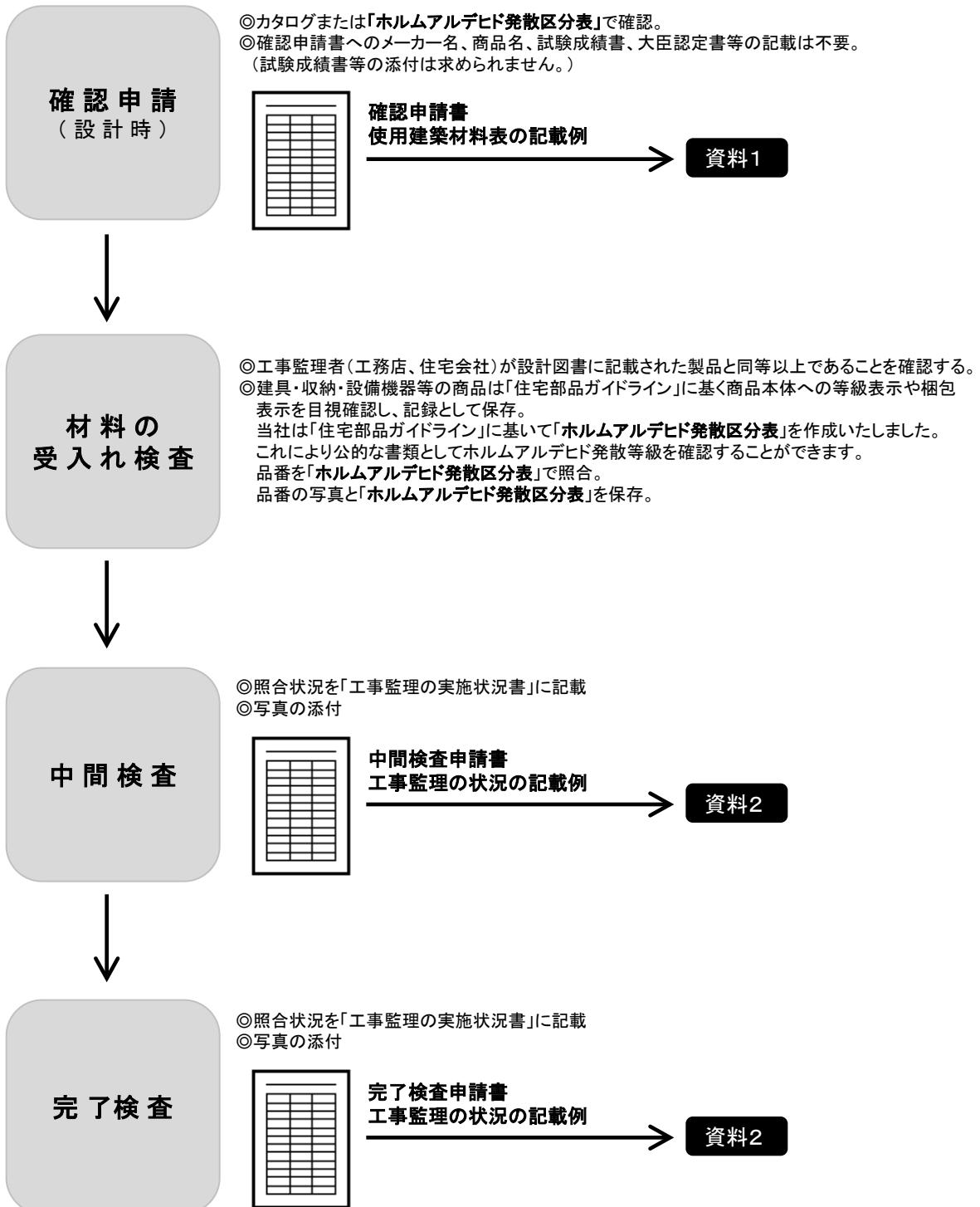
10 本ガイドラインの改定について

(社)日本住宅設備システム協会、(社)日本建材産業協会、(社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会のいずれかの発案

により、4団体で審議することとする。成案は4団体の運営委員会等の承認により、発行するものとする。

確認申請の流れ

建築確認申請、中間・完成検査の内容は市町村により異なる場合があります。
ここでは一般的な流れを記載しておりますので、事前に建築主事にご確認ください。



資料1 確認申請書 使用建築材料表の記載例

建物のシックハウス対策マニュアル(国土交通省建築指導課他編集)による

(記載例)確認申請書 別記二号様式の添付図書(表1(イ))の使用建築材料表

使用建築材料表

階	室名 (室面積)	内装の仕上げの部分	種別	面積 m ²	係数	使用面積 m ²	使用面積合計 (判定結果)
1	和室 (11.18 m ²)	床	(規制対象外)	—	—	—	60.35 m ² (OK)
		壁	(規制対象外)	—	—	—	
		天井	第3種	11.18	0.5	5.59	
		ドア	第3種	1.91	0.5	0.96	
		引違戸	第3種	4.19	0.5	2.10	
		床の間	第3種	1.24	0.5	0.62	
		収納扉	第3種	2.46	0.5	1.23	
	LD (26.50m ²)	フローリング	第3種	26.50	0.5	13.25	F★★★★→規制対象外 面積記載不要
		壁	(規制対象外)	—	—	—	
		天井	(規制対象外)	—	—	—	
		ドア	第3種	1.91	0.5	0.96	

F★★★★→規制対象外
面積記載不要

F★★★★→第3種
面積記載が必要

資料2 中間・完了検査申請書 工事監理の状況の記載例

建物のシックハウス対策マニュアル(国土交通省建築指導課他編集)による

(記載例) 完了検査申請書 第十九号様式(第四面)工事監理の状況

中間検査申請書 第二十六号様式(第四面)工事監理の状況

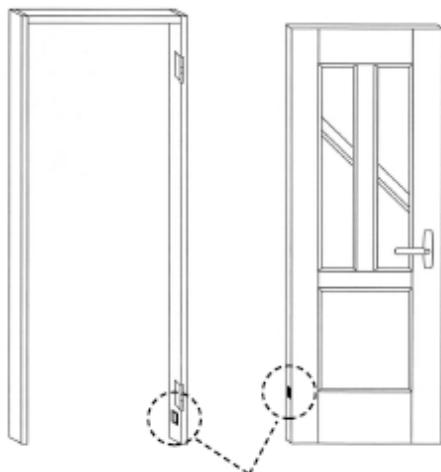
(第四面)

工事監理の状況

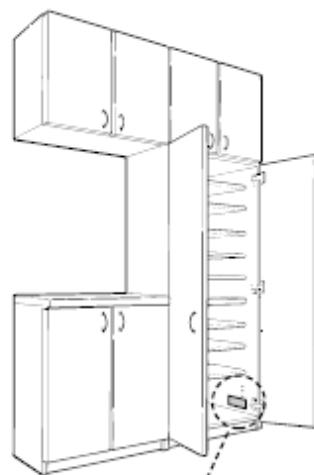
	確認を行った部位・ 材料の種類等	照合内容	照合を行った設 計図書	設計図書の内 容について設 計者に確認し た事項	照合方法	照合結果 (適合の場合に は建築主に対 して行った報 告内容)
略	略	略	略	略	略	略
居室の内装仕上げ に用いる建築材料 の種別及び当該建 築材料を用いる部 分の面積	寝室の床・壁・天井 居間の床・壁・天井 食事室の床・壁・天 井 造り付けの家具・建 具	下地の種類及び面積 接着剤の種類及び面積 仕上げ材の種類及び面積 塗装の種類及び面積 建具及び造り付け家具 の種類及び形状	使用建築材料表 建具表	無し 無し 無し 無し	受入時の検査 及び工程終了時 に現場で照合 受入時の検査 及び工程終了時 に現場で照合 受入時の検査 及び工程終了時 に現場で照合 受入時の検査 及び工程終了時 に現場で照合	適 適 適 適
	等	等				受入れ検査と工程終了時に 照合が必要となります。

◎内装・収納商品のF☆☆☆☆表示場所について(参考)

内装ドア



玄関収納



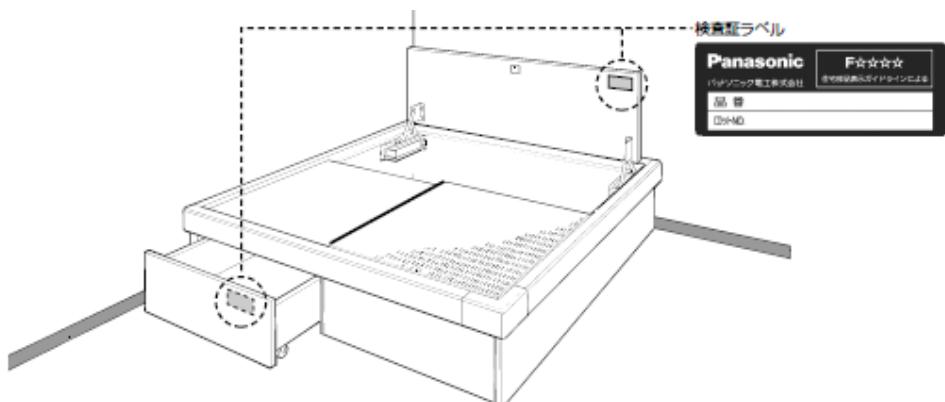
検査証ラベル



検査証ラベル



畳が丘



インテリアカウンター



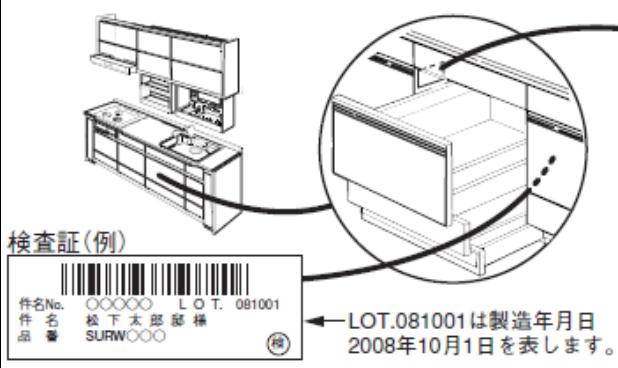
検査証ラベル



◎住宅設備商品のF☆☆☆☆表示場所について(参考)

システムキッチン

- ユニット本体の図の位置に詳しい内容が表示しております。

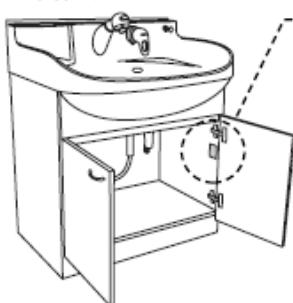


表示内容		
①	商品名	キッチン全シリーズ 詳細品番は、ユニット本体に貼付の検査証によりご確認下さい。
②	製造事業者名	パナソニック電工株式会社
③	ホルムアルデヒド発散区分	内装仕上部分及び下地部分共 F☆☆☆☆
④	表示ルール	住宅表示ガイドラインに基づくキッチン・バス工業会表示指針による
⑤	製造年月日	ユニット本体に貼付の検査証によりご確認下さい。
⑥	ホルムアルデヒド 発散材料区分 詳細	PB F☆☆☆☆ MDF F☆☆☆☆ 合板 F☆☆☆☆ 集成材 F☆☆☆☆ 接着剤 F☆☆☆☆
⑦	問い合わせ先	カタログ記載の「お客様相談センター」にお願いします。

※シンク下ユニットに貼付。

洗面ドレッシング

●本体表示



●梱包表示

